平成２９年（フ）第２２号
京都府宇治市木幡南山13番地の22
債務者　石田　清美（旧姓津幡）
1　決定年月日時　平成29年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第６０号
京都府京丹後市大宮町口大野68番地の３
債務者　小池　祐香
1　決定年月日時　平成29年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２８年（フ）第３９号
山口県萩市大字古萩町25番地10　長嶺アパート
債務者　池部由利子
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２８年（フ）第４２号
北海道標津郡中標津町字武佐南８線西35番地２
債務者　川上　正和
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月22日まで
釧路地方裁判所根室支部

平成２８年（フ）第９６号
新潟県糸魚川市大字須沢3188番地　市営須沢公園住宅111号
債務者　中村　康介
1　決定年月日時　平成29年１月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月22日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２８年（フ）第２６６号
静岡県富士市大淵2926番地の７　瀧澤借屋３号
債務者　渡邉　真美
1　決定年月日時　平成29年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月22日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第６６号
秋田県能代市青葉町３番18号
債務者　佐藤　清英
1　決定年月日時　平成29年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月23日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２８年（フ）第７３７号
千葉県野田市柳沢56番地の10　ＡＦマンション302
債務者　山田　翔太
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月23日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第７６５号
千葉県柏市篠籠田721番地１　インクリース増田101号
債務者　増田智恵子
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月23日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第１３０号
山口県山陽小野田市中央１丁目１番48号（小野田ハイツ205号）、従前の住所山口県山陽小野田市大字小野田7214番地３（グリーンステージ103号）
債務者　小野田住宅サービスこと山陽リフォームこと藤谷健裕こと　金山　典生
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月23日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２８年（フ）第１０９号
宮城県栗原市栗駒岩ケ崎大水門16番地、従前の住所茨城県つくば市高野台２丁目６番地１シルクハイツＢ棟102号
債務者　佐藤　聖子
1　決定年月日時　平成29年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２８年（フ）第２１６号
秋田市将軍野南５丁目３番51号
債務者　橋本　和雄
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２１７号
秋田県南秋田郡五城目町字七倉55番地５コーポグリーンこすもす号、前住所秋田県山本郡三種町森岳字上台116番地１
債務者　山田富士子
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２１９号
秋田市飯島美砂町３番５号　森本アパート５号
債務者　進藤　潤子
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２２５号
秋田市土崎港東４丁目４番37号
債務者　菊地　純佳（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１２６２号
千葉市花見川区花見川７番16棟501号
債務者　櫻井　繁子
1　決定年月日時　平成29年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１２７３号
千葉市若葉区高品町1593－７　株式会社札幌ロード技研内、住民票上の住所北海道富良野市山部南町３番18号
債務者　江尻　直樹
1　決定年月日時　平成29年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係